第16回子ども・子育て支援等分科会 令和８年10月26日（月）	資料５

安全で質の高いベビーシッターの利用促進について

１．家事支援サービスやベビーシッター等の利用に要する費用に係る税制上の所要の措置について

「強い経済」を実現する総合経済対策
～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～（抄）

令和７年11月21日 閣議決定

「「強い経済」を実現する総合経済対策」について
第２章 「強い日本経済実現」に向けた具体的施策
第１節 生活の安全保障・物価高への対応
２．地方の伸び代の活用と暮らしの安定
（３）地域共生社会の実現

（質の高いこども・若者・子育て政策の推進等）

これまでに講じられた少子化対策を含め、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、現下の物価高の状況も踏まえ、質の高いこども・若者・子育て政策に官民の総力を結集して取り組むとともに、実態を的確に把握しつつ、ＥＢＰＭや効果検証を着実に実行し、確実に成果を確保する。

企業等の活力を活かした子育てしやすい環境を整備するため、地域におけるこどもの預かり機能の多様化や居場所づくりに取り組む民間団体や地方公共団体への支援を行う。民間企業が行う子育て支援等を企業価値向上につなげる仕組みの整備や、こうした取組を企業が立ち上げるための伴走支援の推進等を行う。

育児・子供の不登校等が原因となる離職を減らすため、家事支援サービスや**ベビーシッターの利用促進に取り組む。**関係省庁が一体となって、事業者・団体との連携の下、それらのサービスの普及広報や実態・ニーズの調査を行うとともに、2026 年夏を目途として、サービスの品質・信頼性の向上や人材の育成・確保に向けたリ・スキリングや関連する公的資格の在り方、利用拡大に向けた税制措置を含む支援策等について、総合的に検討を行う。介護離職を防ぎ希望に応じて仕事と介護を両立できる職場環境整備を引き続き推進する。

多様で質の高い育ちの環境等を確保するため、保育士・幼稚園教諭等の処遇改善や人材確保に取り組むとともに、保育現場の負担軽減や「こども誰でも通園制度」の2026 年４月からの本格実施に向けた対応を進める。保育所等におけるＩＣＴ活用等によるこどもＤＸの推進や施設整備・安全対策等への支援を実施する。こども性暴力防止法20の施行に向け、事務手続に必要なシステム開発等を行う。

ライフデザインの多様化を捉えた的確かつ効果的な若者政策を展開するため、若者世代の意識に係る総合的な調査等を実施するとともに、困難を有する若者に対する支援を行う。プレコンセプションケア21の取組について、自治体・企業・教育機関等と連携しながら強化等を実施する。

地域の多様な主体が連携したこども・若者支援システムの構築を進める。妊娠・出産・乳幼児期の悩みやリスク等の早期発見・相談支援体制の整備、産後ケアの推進、ヤングケアラーの実態把握の強化を行う。こどもの貧困の解消に向け、物価高に対応した食事等の支援を行うとともに、ひとり親家庭について、相談体制の強化のほか、就職・定着に向けた伴走支援等を行う。児童相談所等の人材確保による虐待防止対策の強化、共働き家庭の里親や発達に特性のあるこどもへの支援の強化、障害のあるこどもやその家族の地域社会へのインクルージョン推進等に取り組む。こどもの自殺防止のため、地方公共団体による協議会の設置・運営を支援するとともに、ＩＣＴやＡＩの活用も見据えた新たな自殺対策を検討する。

施策例 （抜粋）

・安全で質の高いベビーシッターの利用促進（こども家庭庁）

こどもまんなか
こども家庭庁

家事支援サービスやベビーシッター等の利用に要する費用に係る税制上の所要の措置

（所得税、個人住民税）

（経済産業省、厚生労働省と共同要望）

1 現状

- 子育てや介護等を行いながら働く方が増えている一方で、「出産・育児」による離職者は減少傾向にあるものの年間約15万人おり、「介護・看護」による離職者は年間約11万人と緩やかな増加傾向にある。また、第一子出産前後の女性の継続就業率は、上昇傾向にあるものの約70%となっている。
- 仕事と子育て・介護等との両立をサポートするための選択肢の１つとして、ベビーシッターや家事支援サービスは社会的に認知されているが、潜在需要に対して、価格の高さや心理的抵抗感等により、利用は限定的である。
- 子育てや介護等による離職を防止し、全ての人がキャリアを諦めることなく希望に応じて能力を発揮できるよう、両立支援の一環として、こうしたサービスを安心して利用できる環境を整え、その普及促進に取り組むことが必要である。

（参考）経済財政運営と改革の基本方針2026(令和８年７月21日閣議決定)

仕事と家庭の両立支援のため、質の高いベビーシ ッター・家事支援サービスの利用促進・・・など、子育てしやすい社会・居住環境の整備を行う。

2 要望等

- 子育てや介護等による離職やキャリアへの影響を防止し、多様な人材が能力を発揮できる環境整備を図ることによって仕事と子育て・介護等の両立に資するため、ベビーシッターを含む認可外保育施設や家事支援サービスの利用に要する費用について、税制上の所要の措置を講ずる。

２．こども性暴力防止法の関係について

認可外の居宅訪問型保育事業（いわゆるベビーシッター）について

成育局保育政策課認可外保育施設担当室

ベビーシッターとは

児童福祉法では、認可外保育施設の一種。居宅を訪問する形態で保育を行う“居宅訪問型”であり、認可の「居宅訪問型保育事業」に対し、認可を受けていないものを 認可外の**「居宅訪問型保育事業（いわゆるベビーシッター）」** という。

児童福祉法

第五十九条　都道府県知事は、児童の福祉のため必要があると認めるときは、**第六条の三第九項から第十二項まで（注：第六条の三第十一項が認可の居宅訪問型保育事業に係る規定）**若しくは第三十六条から第四十四条まで（第三十九条の二を除く。）**に規定する業務を目的とする施設**であつて第三十五条第三項の届出若しくは認定こども園法第十六条の届出をしていないもの又は**第三十四条の十五第二項**若しくは第三十五条第四項の認可若しくは認定こども園法第十七条第一項**の認可を受けていないもの**（略）については、その施設の設置者若しくは管理者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員をして、その事務所若しくは施設に立ち入り、その施設の設備若しくは運営について必要な調査若しくは質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させなければならない。

第五十九条の二　第六条の三第九項から第十二項までに規定する業務又は第三十九条第一項に規定する業務を目的とする施設（少数の乳児又は幼児を対象とするものその他の厚生労働省令で定めるものを除く。）であつて第三十四条の十五第二項若しくは第三十五条第四項の認可又は認定こども園法第十七条第一項の認可を受けていないもの（略）については、**その施設の設置者は、その事業の開始の日（略）から一月以内に、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。**

（１）実施形態

- 個人のベビーシッター
- 複数のベビーシッターを雇用して実施する事業者

※その他・・・こどもの預かりサービスのマッチングサイト事業者

保護者と登録ベビーシッターをサイト上で仲介する場を提供する事業者。仲介する場を提供することにとどまらず、ベビーシッターと雇用・委託契約を結んで仲介する場合もある。

（２）現状　【施設数及び利用児童数】

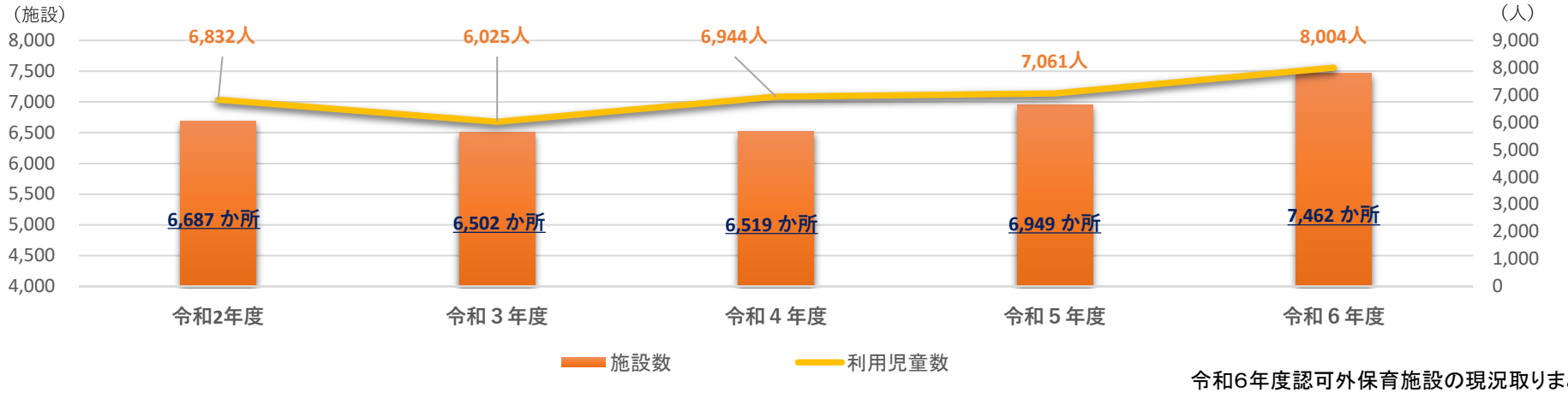

こども性暴力防止法の概要

（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号））

制度趣旨

児童等に教育・保育等を提供する事業者に対し、**従事者による児童対象性暴力等を防止する措置を講じる**こと等を義務付ける。

制度対象

事業者が行う各事業・業務が、児童等との関係で、**①支配性、②継続性、③閉鎖性**を有するか否かの観点から、対象事業・業務を規定。

対象事業者

学校設置者等（第2条第3項）
学校、児童福祉施設等、本法に定める措置を義務として実施すべき事業者

民間教育保育等事業者（第2条第5項）
学習塾、放課後児童クラブ、認可外保育施設等、国の認定を受けて本法に定める措置を実施する事業者

対象業務

学校設置者等における教員等（第2条第4項）
教諭、保育士等

民間教育保育等事業者における教育保育等従事者（第2条第6項）
塾講師、放課後児童支援員等

対象事業者に求められる措置等

安全確保措置

① 日頃から講ずべき措置　初犯防止対策

- 服務規律等のルール作り、環境整備、保護者・児童等への周知・啓発（ガイドライン事項）
- 性暴力等のおそれの早期把握のための児童等との面談等（第5条第1項等）
- 児童等が相談を行いやすくするための措置（相談体制等）（第5条第2項等）
- 研修（第8条等）

② 被害が疑われる場合の対応

- 調査（第7条第1項等）
- 被害児童等の保護・支援（第7条第2項等）

③ 特定性犯罪前科の有無の確認　再犯防止対策

- 児童等に接する業務の従事者は、雇入れ、配置転換等の際に確認が必要
  - 学校設置者等の現職者
    ➡ 施行から3年以内（第4条第3項）
  - 民間教育保育等事業者の従事者
    ➡ 認定等から1年以内（第26条第3項）
- 確認を行った従事者は、その後5年ごとに確認（第4条第4項等）

④ 児童対象性暴力等の防止のための措置　防止措置

- ①～③を踏まえ、従事者による児童対象性暴力等が行われる「おそれ」ありと認められる場合、児童対象性暴力等の防止のための措置（教育・保育等の業務に従事させないなど）を講じなければならない。

※ 特定性犯罪前科ありの場合、「おそれ」ありとの判断の下で、防止措置を実施。詳細はガイドラインで示す予定。

情報管理措置

特定性犯罪前科等の情報を適正に管理するための措置

- 犯罪事実確認記録等の適正な管理（第11条、第14条等）
- 犯罪事実確認記録等の利用目的の制限及び第三者提供の禁止（第12条等）
- 犯罪事実確認書に記載情報の漏えい等の報告（第13条等）
- 犯罪事実確認記録等の廃棄及び消去（第38条）
- 情報の秘密保持義務（第39条）

指導・監督

安全確保措置・情報管理措置の実施状況については、国・所轄庁が指導・監督を実施（定期報告、報告徴収及び立入検査、命令、認定等の取消、公表等）。

施行期日：令和8年12月25日を予定（公布の日（令和6年6月26日）から起算して2年6月を超えない範囲において政令で定める日）

こども性暴力防止法の制度対象

対象事業（学校設置者等・民間教育保育等事業者）について

○　学校設置者等及び民間保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第69号。以下「法」という。）第２条第３項各号においては、学校設置者等について、次に掲げる施設、事業等のとおり定めている。
○　同条第５項各号においては、民間教育保育等事業者について、次に掲げる事業のとおり定めている。

学校設置者等【義務】

【教育関係】
○　学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校（幼稚園、小中学校、義務教育学校、高校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校）
○　専修学校（高等課程）

【認定こども園関係】
○　幼保連携型認定こども園
○　幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園

【児童福祉関係】
○　児童相談所
○　児童福祉施設（指定障害児入所施設等、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童館、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設）
○　指定障害児通所支援事業（児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援）
○　乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
○　家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業）
○　登録一時保護委託者

民間教育保育等事業者【認定】

【教育関係】
○　専修学校（一般課程）又は各種学校における児童等を専ら対象とする学校教育に類する教育を行う事業
○　学校教育法以外の法律に特別の規定があるものにおける高等学校の課程に類する教育を行う事業であって、内閣府令で定めるもの（高等課程類似教育事業）
○　民間教育事業（学習塾、スポーツクラブ等）

【児童福祉関係】
○　指定障害児通所支援事業以外の障害児通所支援事業（児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業、居宅訪問型児童発達支援事業、保育所等訪問支援事業）
○　児童自立生活援助事業
○　放課後児童健全育成事業等（放課後児童健全育成事業及びこれに類する事業で小学校、公民館その他内閣府令で定める施設において行われるもの）
○　子育て短期支援事業
○　一時預かり事業
○　小規模住居型児童養育事業
○　病児保育事業
○　意見表明等支援事業
○　妊産婦等生活援助事業
○　児童育成支援拠点事業
○　認可外保育事業

【障害児関係】
○　指定障害福祉サービス事業（障害児に対する居宅介護、同行援護、行動援護、短期入所又は重度障害者等包括支援）

こども家庭庁 認可外の居宅訪問型保育(いわゆるベビーシッター)とこども性暴力防止法の関係について

「こども性暴力防止法（以下、こ性防法）」においては、児童等に対して教育、保育等の役務を提供する事業を行う立場にある「学校設置者等」及び認定を受けた「民間教育保育等事業者」が教育保育等従事者等による児童対象性暴力等の防止等の措置を講じることを義務付けるなどするとされる。

一方で、**個人（一人）のみで事業を行うものである場合、こ性防法の対象事業には該当しない。**

そのため、認可外の居宅訪問型保育（以下、ベビーシッター）は、「認可外保育施設」として、

“指導監督基準における届出の対象”となる場合、認定を受けた「民間教育保育等事業者」としてこ性防法の対象となる。

但し、個人のベビーシッターについては、法の対象事業には該当しない。

事業者		
ベビーシッターを**雇用する**事業者	**認可外保育施設として届出の対象**	**届出の対象であり、こ性防法の対象。**
個人		
個人のベビーシッター	**認可外保育施設として届出の対象**	**届出の対象であるが、こ性防法の対象でない。**
こどもの預かりサービスのマッチングサイト		
こどもの預かりサービスのマッチングサイト	**認可外保育施設として届出の対象外**	**届出の対象でなく、こ性防法の対象でない。**

対応

個人のベビーシッターがこどもの預かりサービスのマッチングサイトを利用する場合があることを踏まえ、一定の要件を満たす当該マッチングサイト事業者について、「認可外保育施設」として指導監督基準に基づく届出の対象とし、こ性防法の認定対象とするため、指導監督基準の改正を実施。